

◎心身統一合氣道会「リスクマネジメント講座」資料（2023年度版）

◎心身統一合氣道会のミッション

心身統一合氣道の教えを通じて、一人一人が氣を出して、その人が本来保有する能力を最大限に引き出すことにより、誰もが生き生きと活躍する社会を実現する。

◎基本理念

「教え」を伝えるのが人ならば、「教え」を学ぶのも人。「人」こそ最も重要である。良き指導者から良き会員が育ち、そこからまた良き指導者が育つプラスの循環を発展させる。

◎ビジョン

常に組織を安定的に発展させることに努め、世界に心身統一合氣道を広めることで、必要としている人が学ぶことが出来る環境を整える。

◎行動指針

心身統一合氣道の五原則

- 一、氣が出ている
- 二、相手の心を知る
- 三、相手の氣を尊ぶ
- 四、相手の立場に立つ
- 五、率先窮行

*リスクマネジメントの必要性

現在はあらゆる分野において、「リスクマネジメント（損失などの回避または低減をはかるプロセス）」の徹底と「コンプライアンス（法令遵守）」が厳しく求められています。

これは本会の活動のように、善意やボランティア精神に基づくものであっても、規模の大小、有償無償に関わらず「必須」のものです。

特に本会の活動においては「生命を守ること」が最優先事項です。また、「相手の尊厳を守ること」が欠如しているとトラブルのもととなり、関係する人たちにとっての大きなダメージとなります。

本資料の最低限必要なリスクマネジメントの知識を踏まえ、本会の各規約を遵守して活動を行ってください（ご不明の点などは本部事務局にお問い合わせください）。

1. 人が大事、相手が氣が出るように

- ・道場とは「氣が出る“場”」。

道場ではお互いに氣が出ることを行い、氣が滞ることは行いません。関係するすべてのみなさんが氣が出るように活動（稽古、指導、運営）をしましょう。本会の活動は、社会の中での活動であり、道場内だけで通用する独善的な理屈などはありません。みなさんが気持ち良く稽古できる場にしましょう。

- ・指導とは「相手ができるようになるまで導くこと」。

指導者は萬有愛護の心で、相手ができるようになるまで導くのが役割です。稽古をすることで、毎回何かを得ていただき、次回もまた稽古に来たくなるようにしましょう。

- ・健全な人間関係

指導させていただく指導者、学びにいらっしゃる会員、またその関係者などが互いに敬意をもって、互いに磨き合う、信頼関係に基づいた「健全な人間関係」において活動をしましょう。

指導者や先輩は、会員や後輩より同じ「道」を先に歩み始めている人です。上下関係ではありません。

2. 指導者としての活動

- ・世の中から見れば、「心身統一合氣道の価値はその指導者によって決まる」

これを正しく理解すれば、指導者としてのあるべき姿（言葉遣い・態度・マナー・社会常識・人との接し方など）が自ずと定まります。指導者の言動が教えの内容と一致しないときに「言っていることとやっていることが違う」という批判が生じます。

また、心身統一合氣道は「指導者個人のものではなく、公のもの」です。世の中から見れば、個人ではなく、「心身統一合氣道の指導者」としての活動、言動」です。

- ・指導者の活動できる範囲

指導者は「所属する道場教室で、本会の会員に、心身統一合氣道を指導する」ことのみができます。所属道場教室以外での指導（自主稽古なども含む）、会員以外への指導（入会希望者の見学・体験は除く）、心身統一合氣道ではない武道や健康法などの指導（いわゆる「混ぜるな危険」）は、本会の各規約やリスクマネジメント上できません。

- ・外部講習（学校や公共団体への講習）や企業研修について

外部講習や企業研修などは社会貢献や道の普及のために本会では推奨しています。お蔭様で、全国での実施例など多くの知見があります。規模の大小・有償無償に関わらず、企画段階で本部事務局に事前にお問い合わせください。実施には理事会の承認が必要です。

- ・本会の目的外の活動の禁止

本会は心身統一合氣道の普及と社会貢献を目的に設立された団体であり、いかなる政治・思想・宗教・販売活動、および反社会的勢力とも関係ありません。本会の活動においてこれらを行うことは重大な規約違反であり、改善されない場合は指導資格の剥奪、道場・教室の活動停止など、厳しい処分が科されます。

3. 指導者の安全配慮義務

- ・指導者には「安全配慮義務」がある

会員が安全に稽古できるように環境を整え、指導することが求められています。指導者は指導者講習や指導者稽古、ハラスメント防止トレーニング、リスクマネジメント講座、また救命講習で定期的に学び、安全配慮義務を果たすことが求められます。

指導者が安全配慮義務を怠って事故や怪我が生じた場合、実態に基づいて指導者が責任（民事的・刑事的・道義的など）を問われます。さらに、当該道場・教室、もしくは本会が責任を問われる可能性もあります。

- ・本会では、会員が安心して活動出来るようにスポーツ安全保険（または同等の保険）に加入することを義務付けています。保険の活用は個人の判断ですが、本会の活動中のケガの場合などは、スポーツ安全保険の活用を道場教室責任者より必ずお勧めください。

- ・「怪我過ちなく稽古をする」ことを指導者は心に決めて指導、稽古をします。

稽古では安全が第一です。稽古で事故や怪我が生じるのは指導方法や安全管理に不足があるからです。稽古に参加する全員が、投げ、受け共に気が出ている状態を保持し、危険を察知して瞬時に対応出来るように稽古していることが求められます。

最も重要な訓練が「受身」です。受身の目的は「自分の身を護る」ことです。稽古をする上での努力を会員に求めると共に、指導者の配慮として、会員のレベルに合わせて段階的に安全に受身が取れるように指導した上で、受身の習熟に合わせた技の指導を行う必要があります。

- ・ 普段に予兆（ヒヤリ・ハット）を見逃さずに先手を打った対応が重要

「まあ、いいや」「この位大丈夫だろう」と思うところに将来大きな事故・怪我につながるような危険が潜んでいます。さらに、新型コロナウイルスなどの感染症防止対策、熱中症予防対策など留意すべきことは多岐にわたります。

***参考資料：「安全配慮義務」**

- 1) 予測できる危険の排除をする
- 2) 注意義務を守る
 - ① 予見義務…事故・怪我の発生を予測する
 - ② 回避義務…予見に基づき回避（対策）する
 - ③ 保護監督義務…会員の健康状態・精神状態や技の習熟度を把握した適切な指導
 - ④ 保護者への通知義務…保護者への事故・怪我の状況説明と対応措置の要請

4. リスク管理（事故・怪我の予防）

- ・ リスク管理については、指導者の気配りが重要

「会員の健康状態・精神状態の把握」「準備運動の徹底」「投げ受けの方向」「人数が多いときの配慮」「有段者が持つ役割」「気を切らせない指導」「習熟度による指導」「施設の安全確認」「施設外での自主稽古の禁止」「稽古の中止・休止の判断」など、様々な気配りにより事故や怪我を防ぐことができます。

***参考資料：「リスク」**

- 1) 指導者のリスク…指導者としての認識不足、知識不足、注意不足、指導時の配慮不足、ハラスメントなど
- 2) 環境のリスク…稽古環境（暑熱、厳寒対策）、近隣対策（号令による苦情など）など
- 3) 施設・設備・用具のリスク…施設（所有・賃貸・公共施設）、設備（施設に付属するもの）用具（剣・杖・短刀など、ホワイトボードなどの備品）など
- 4) 人間のリスク…稽古当日の健康状態・精神状態、持病、感染症、ハラスメント、ストーカー行為など
- 5) 自然災害などのリスク…地震、台風、暴風雨、竜巻、津波など
- 6) 人的災害のリスク…火災、不審者侵入など
- 7) 情報のリスク…個人情報漏洩、著作権侵害、名誉毀損など
- 8) その他

5. 危機管理（事故・怪我の対応、一次救命処置）

- ・ 事故・怪我が発生した場合は「人命救助を第一」とする

必要があれば迷わず救急車を要請しましょう。会員の生命を守るのが最優先事項です。

また、被害が拡大しないよう最小限に抑える努力を行うと共に、道場・教室ならびに本会の社会的信用が失われないように対処し、速やかに通常の状態（日常の活動状態）に回復出来るように努めなければなりません。

- ・ 最も重要なのは「一次救命処置（BLS：Basic Life Support）」

道場・教室で緊急時の対応マニュアルを必ず常備してください。BLSの手順・AEDの場所・救急外来病院・避難経路・責任者連絡先など、対応に必要な情報を本会所定の「初期対応マニュアル」に記載し、稽古時にはこれを常備し、必要に応じて、道場教室責任者から指導者・有段者・先輩会

員などに共有し、定期的にこれに基づいた訓練をしてください。

「初期対応マニュアル」は作成時・変更時に本部事務局に届け出る必要があります。

- ・指導者はリスクマネジメントに関して学ぶ

定期的に、巻末の「リスクマネジメントに関する資料」を精読、日本赤十字社の「一時救命措置の動画の視聴」、「普通救命講習の再受講（3年ごと）」を行うなどし、道場・教室での活動をしてください。

本会では消防署等が開催する「普通救命講習」の受講を指導者に義務づけています（医療従事者・警察官・消防署員等を職業とする方を除く）。指導員の新規任命を受ける方は事前に同講習の受講が必要です。

6. ハラスメントの防止・コンプライアンスの徹底

- ・「ハラスメントの撲滅」が本会の最優先事項

ハラスメントとは、一般に「他者に対する言動が（本人の意図には関係なく）相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること」とされています。いかなる理由から、相手の尊厳を傷つけてはいけません。本会はハラスメント行為を撲滅します。

- ・相手に敬意をもって接する

広く解釈すれば「相手が嫌だと感じたらハラスメントになる可能性がある」ということです。したがって、その言動がハラスメントになるかどうかは相手の感じ方次第です。いかなる相手に対しても、ハラスメントとならないように細心の注意が必要です。セクハラ（異性間で、同性間で、子供に対してなど）、LGBTQに関すること、パワハラ、モラハラ、カスハラ、アルハラ、いじめ、イジリなどなど、いかなるハラスメント行為も許されません。

道場・教室において、指導者と会員間で、会員同士でなど、ハラスメントもしくはハラスメントと誤解されることが生じないように責任者と指導者は最大限の配慮をする必要があります。

- ・「コンプライアンス 通報・相談窓口」について

本会では2016年4月より本部事務局に「コンプライアンス 通報・相談窓口」を設けています。これは道場教室において不適切な指導や活動、ハラスメントなどが発見された場合に、会員が道場・教室責任者を通さずに本部事務局に直接連絡を出来る窓口です。

通報・相談があった場合、本部事務局は事実関係を調査した上で問題の解決をはかります。なお、通報者・相談者の個人情報は保護され、立場が悪くなることのないように守られます。

- ・風通しの良い道場教室に

「コンプライアンス 通報・相談窓口」については、所属の指導者や会員への周知をしてください。また、いわゆる風通しの良い状態にしていると、そもそも健全な活動になります。様々な考えの方が集まることで多様性がある道場教室となり、良いコミュニティになります。

ミスコミュニケーションなどの場合も、トラブルと捉えずに、良くなるための課題として捉え、健全なコミュニティになるようにして参りましょう。

「コンプライアンス 通報・相談窓口」は、みなさんに気持ちよく活動いただくための窓口です。

7. 個人情報保護の徹底と法令遵守

- ・個人情報の使用目的と管理の徹底

道場・教室責任者もしくは指導者として知り得た会員の個人情報（住所・連絡先など）は、適切な手段で安全に管理する義務があります。道場・教室責任者もしくは指導者には守秘義務があり、会員の個人情報を会員本人の許可なく第三者に伝えることは許されません。

なお、「個人情報の保護に関する法律（いわゆる個人情報保護法）」は2017年5月30日に改正施行され、事業者（法人格の有無、営利・非営利は問われない）は、個人情報保護法の義務規定を守る必要があります。ここでいう事業者には本会の道場教室なども対象となります。

***参考資料：個人情報の定義と4つの基本ルール**

- ・ 個人情報とは「生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの」（氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレスなど、また映像や音声なども含む）
- ・ 4つの基本ルール
 - 1) 取得と利用…利用目的を特定し、その範囲内で利用する。利用目的を通知または公表する。例：道場教室の活動以外には使用しない。
 - 2) 保管…漏洩等が生じないよう安全に管理する。従業者・委託先にも安全管理を徹底する。例：データの管理→ファイルにパスワードを、セキュリティー対策ソフトの導入など、紙媒体→書庫に鍵をかけるなど
 - 3) 提供…第三者に提供する場合はあらかじめ本人から同意を得る。
また、第三者に提供した場合、提供を受けた場合は一定事項を記録する。
例：道場教室の活動ではそもそも第三者に提供する可能性はない
会員間の連絡などには道場教室は関与しない。
 - 4) 本人からの開示請求等…本人からの開示請求があった場合はこれに対応する。
例：個人情報の管理に関しての問い合わせ・苦情等には適切かつ迅速に対応する。

***参考資料：「個人情報保護の徹底」と「法令遵守」**

- 1) 個人情報漏洩…安易な投稿（写真データなど）による住所・氏名などの個人情報漏洩など
サイバー攻撃の予防など
- 2) 著作権侵害…許可を取らない引用など
- 3) 名誉毀損…根拠の無い噂などによる個人を対象とした書き込みなど

8. 情報発信とプライバシーの保護

・ 積極的な情報発信の推奨

道場・教室からの情報発信（ホームページやSNSなどを用いたもの）については、積極的に行ってください。本会の活動、道場・教室の活動を知っていただくことは、社会貢献や道の普及のためにも重要なことです。道場・教室の責任者自身からのものと、その所属会員の方からのいわゆる拡散も大いに進めていただきたく存じます。

・ プライバシーの保護

一方で、インターネット上でこれらを送信する場合は、本会の各規約や「ソーシャルメディア利用ガイドライン」を遵守し、個人のプライバシーや権利についての配慮が重要です。情報発信による個人、道場・教室、本会などに対する影響（著作権侵害・個人情報の漏洩・名誉棄損など）を十分に考慮することが不可欠です。特に、道場・教室責任者もしくは指導者による不特定多数への情報発信は、本会の「公」の見解として認識される可能性があることにも留意が必要です。

・ マスメディア等への発信について

テレビ・ラジオ・雑誌・インターネットなど、マスメディア等において心身統一合気道に関する内容を発信する場合、取材の媒体や規模、有償無償に関わらず、取材依頼があった場合は速やかに

本部事務局までご相談ください。

また、道場・教室の広告宣伝などのために、本会の指導内容、本部公式ホームページの記事・内容・写真・ロゴなどを引用・転用などをする場合も、事前に本部事務局にご相談ください。

9. 熱中症予防について

特に夏季は熱中症予防が必須です。稽古中には、水分塩分の補給、息を整えるなど、適切な休憩時間を積極的に設けましょう。

冷暖房などのない施設では、室温や湿度を常に確認し、稽古内容の配慮や稽古の休止、中止の検討も必要です。

*参考資料

- 1) 「スポーツリスクマネジメントの実践」 (公財)日本スポーツ協会・(公財)スポーツ安全協会
<https://www.japan-sports.or.jp/local/news/tabid878.html?itemid=4568>
- 2) 「NO パワハラ? みんなでなくそう! 職場のパワーハラスメント」 厚生労働省
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201304/1.html>
- 3) 「マンガで学ぶ スポーツコンプライアンス」 (公財)日本財団パラリンピックサポートセンター
<https://www.parasapo.tokyo/topics/1860>
- 4) (公財)日本スポーツ協会ホームページ
<http://www.japan-sports.or.jp>
- 5) (公財)スポーツ安全協会ホームページ
<http://www.sportsanzen.org>
- 6) (公財)全国暴力追放運動推進センター
<https://boutsui-tokyo.com/measures/3nai/>
- 7) 「はじめての個人情報保護法～シンプルレッスン」個人情報保護委員会
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/simple_lesson_2022.pdf
- 8) 「ハザードマップポータルサイト」国土交通省
<https://disaportal.gsi.go.jp/>

教材動画 1 : 日本赤十字の一時救命措置～心肺蘇生と AED～

[【日本赤十字社】一次救命処置 \(BLS\) ～心肺蘇生と AED～ \(字幕あり\) - Bing video](#)

教材動画 2 : 東京消防庁の小児の心肺蘇生(AED 使用を含む)

[小児の心肺蘇生\(AED 使用を含む\) - YouTube](#)

以上